**平成２６年（フ）第１４６号**
千葉県旭市琴田3286番地11
債務者　平山　　徹
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２６年（フ）第９６号**
岐阜県大垣市藤江町７丁目23番地２
債務者　丸山　真弓
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２６年（フ）第２７０号**
静岡県駿東郡小山町菅沼511番地の４　モンテグラースＡ―102、前住所静岡県御殿場市萩原992番地の250
債務者　黒澤　隆弘
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第２８１号**
静岡県沼津市西熊堂582番地の６
債務者　森澤うめ子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第３１１号**
静岡県沼津市東椎路1730番地の１　大美ハイツ102
債務者　川口　香織（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第４９号**
三重県松阪市川井町727番地１　プレミール101号、前住所三重県松阪市大黒田町1747番地　メゾン南風Ｃ―102号
債務者　西尾　弘子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２６年（フ）第７９号**
島根県出雲市多伎町小田521番地
債務者　天尾　　圭
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２６年（フ）第１４９号**
山口県下関市彦島田の首町１丁目９番12号　下関寮205号
債務者　石橋　晴仁
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２６年（フ）第４４号**
福岡県三潴郡大木町大字横溝692番地８ハウジングプラダ大木８―１、住民票上の住所福岡県大川市大字大野島2191番地
債務者　平嶋　知春
1　決定年月日時　平成26年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２６年（フ）第４８号**
福岡県大川市大字一木404番地２
債務者　池島　広之
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２６年（フ）第２７１号**
沖縄県那覇市具志３丁目24番10号　ロイヤルイン403
債務者　松原　祐邦
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第２９号**
群馬県利根郡みなかみ町谷川118番地
債務者　石本キヨ子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２６年（フ）第４４５号**
埼玉県越谷市神明町２丁目305番地８
債務者　白鞘　克司
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第４６８号**
埼玉県八潮市大字伊草155番地３　エーゼットハイツ101
債務者　豊田季代子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第３７８号**
神奈川県秦野市渋沢２丁目24番50号　ムーランルージュ201号
債務者　山田　純也
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第４２１号**
神奈川県小田原市中里420番地の５　ジュネス原201号
債務者　新田　玲子（旧姓公家）
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第７８号**
三重県松阪市下村町869番地６　メゾンＷＩＮ２Ｄ、前住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島320番地２
債務者　石倉　洋介
1　決定年月日時　平成26年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
津地方裁判所松阪支部